

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第27号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成15年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の条例で定める規模は、 <u>町村の区域内の</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第3条第3項ただし書の条例で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。